

社会福祉法人あかつき会 役員報酬に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人あかつき会（以下「当法人」という）定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤職員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 3 条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第 1 に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与の支給に関する規則第 11 条の規程に準ずる額
- (3) 常勤役員等が職務のための研修へ行ったときは、職員旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 4 条 非常勤役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第 2 に定める。
- (2) 非常勤役員等が職務のための研修へ行ったときは、職員給与の支給に関する規則第 11 条の規程に基づき、旅費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第 5 条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。ただし、時間外、休日における会議の開催や、業務については、別表 2 に定める額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職

員給与の支給に関する規則第4条に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に等に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があったときには、立替金等を控除して支給する。
- 4 新たに常任役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 5 常勤役員等が退任し、又は解任の場合は、属する月からの報酬を支給する。
- 6 本条第5項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その属する月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

- 1、旧の役員報酬規程（別紙）については、廃止する。
- 2、この規程は、令和7年6月23日より施行する。

別表 1（常勤役員等の報酬）

役 職 名	報酬の額
事務局長（理事）	月額 130,000 円

別表 2（非常勤役員及び委員の報酬）

		報酬の額
評議員	評議員会等会議への出席	1 回に付き 5,000 円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1 時間に付き 1,500 円
理 事	理事会等会議への出席	1 回に付き 5,000 円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1 時間に付き 1,500 円
監 事	理事会等会議への出席	1 回に付き 5,000 円
	上記の他、監査等法人及び施設業務のための出勤	1 時間に付き 1,500 円
選任・解任 委員	選任解任委員会への出席	1 時間に付き 1,500 円

上記報酬の額は、すべて旅費交通費・日当を含む